

横浜市工業技術支援センター条例施行規則の廃止について

1 趣旨

利用者が限定的であり、保有機器の老朽化・一般化が進み、利用が減少している状況や、新型コロナウイルス感染拡大防止を契機として、電話やメールなど来所以外の相談方法や、試験サンプルの配送によるやり取りが定着し、他の研究機関でも代替可能な状況を踏まえ、令和6年3月31日をもって横浜市工業技術支援センターを廃止します。

横浜市工業技術支援センターについては、横浜市工業技術支援センター条例（昭和38年12月横浜市条例第44号。以下「条例」という。）で定めるもののほか、条例の施行について必要な事項を横浜市工業技術支援センター条例施行規則（昭和39年3月横浜市規則第23号。以下「規則」という。）で定め、所管業務を行っています。

このたび、令和5年第4回市会定例会での議決を経て横浜市工業技術支援センター条例を廃止する条例（令和5年12月横浜市条例第46号）が公布されたため、規則を廃止する規則を制定します。

2 公布日

令和6年2月22日発行の横浜市報に登載して公布します。

3 施行日

令和6年4月1日から施行します。